



## バロック・ロココ期の西欧庶民の女子服

著者	入来 朋子
雑誌名	紀要
巻	35
ページ	31-36
発行年	1980-12
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1118/00000785/">http://id.nii.ac.jp/1118/00000785/</a>



## バロック・ロココ期の西欧庶民の女子服

## 入来 朋子

## I はじめに

著者は被服の構成学的研究の一助とする目的で、前報<sup>1)</sup>においてバロック期からロココ期にいたる西欧女子服の袖の構成と機能に関する考察を試みた。この時期の西欧の服飾は、ルイ王朝の宮廷貴族や上流社会の服装を中心とするフランスの服飾によって支配されていたため、絵画や服飾版画をはじめ文献史料はそれら上流階級の服装に関するものが多く、著者の考察もそうした資料にもとづいてなされた。しかし、当時西欧では、13・4世紀以来ほとんどすべての国で衣服差により階級社会における身分秩序を保持していたため、一般庶民は衣服規制令など身分階級制による諸制約によって上流社会とは自ら異なった衣生活を余儀なくされていた。したがって、庶民の服装には上流社会とは異質の独自の特色が見出される筈であるが、当時の庶民の生活に根ざした日常着、仕事着に関する資料および研究例はきわめて乏しく、庶民服の解明はいまだほとんどなされていない。

そこで今回は、バロック・ロココ様式のフランス服飾が西欧全土を支配していた当時の庶民の女子服について、衣服規制の状況、庶民服の特色、および上流社会にみられるフランス服飾の庶民服への影響、の三点に焦点をあて考察を試みた。とくに、フランスおよびイギリスの庶民の服装と、さらに当時の西欧庶民の服装が持ち込まれた18世紀のアメリカ移民の服装について、女性の日常着、仕事着を中心に述べる。

資料は、文献史料のほか主として当時の庶民階級の生活風俗を描写した絵画資料によった。

ここでとくに18世紀のアメリカ移民の服装をとり上げたのは、当時のヨーロッパでは、フランス、イギリスを除いては労働者階級の庶民の服装にはほとんど変化がみられず、材質、形態、着装ともに中世およびルネッサンス期のいくつかの特徴をほとんど変えずに保持し続けたとみられるのに対し、植民地時代のアメリカでは、移民たちによってイギリスを中心とするヨーロッパ各地の庶民の服装が導入され、18世紀には半ば過ぎまで、主と

してフランス服飾の影響下にあった17・8世紀風のイギリスの服装によって支配されていたとみられるためである。

## II フランスおよびイギリスの庶民の服装

## 1 庶民服に対する衣服規制の状況

ヨーロッパにおけるバロック様式のフランス服飾の優位は、ルイ13世時代(1610~1643年)にはじまり、ルイ14世時代(1643~1715年)に頂点に達したが、絶対王制下、身分階級制による衣服の規制は、フランスにおいてその間にもっとも厳しかった。

例えば、1614年に布告された衣服規制令では第三身分すなわち労働者階級の一般庶民は極めて質素な黒装束を着用すべきとされ、また同年三部会に提出されたパリの陳情書では、宝石および絹の使用規制とともに労働者と下層階級の人びとに対してビロードやビゼット(黒や褐色のレース)を禁ずる規制を厳重に監視するようとの訴えがなされ、さらに奉公人に対しては染色したラジャでなく褐色で粗い毛織物を着用させるべきとの記述もみられた。ルイ14世時代には、庶民の衣服に“グリセット”という質のよくないラジャの使用が許されたが、“グリセット”という語は“灰色”を指し、長い間中流階級の全女性をさし示す名とされていた<sup>3)</sup>。また、ルイ13・14世統治下にしばしば布告された服装の奢侈禁止令一(1613, 1617, 1622, 1629, 1633, 1634, 1644, 1665年)一は、衣服に宝石、金ししゅうを施すことや、帽子、カフス、カラーなどに金糸、銀糸の飾り紐、レース、縁飾り、ミラノ製絹糸などをつけることを禁ずるものであったが、高級貴族に対しては除外令がついてい<sup>4)</sup>た。すなわちそれは、一般庶民が上層支配者のそれにならうことを禁じたものであった。フランスにおけるこのような、材質、色彩、装飾、形態の各面にわたる衣服規制は18世紀まで続いた。

一方、イギリスにおける衣服規制は1363年、エドワード1世時代よりにはじまる。その後エリザベス1世女王時代(1558年~1603年)には労働者階級の女性はベテコー

トにビロードを、またガウンにサテンを用いることが禁じられ、のち、ジェームス1世時代(1603~1625年)に至っていっそう厳しさを増し、ロンドン市会ではハウスメイドに対し、ローン、キャンブリック、ティファニー、ベルベットの使用を禁じ、また、被りものヤラフの布の長さを制限したり、スカートにファーゼンゲール(のちにフープとよんだ)を用いること、さらに胴衣や袖に鯨骨やワイヤーを使用することを禁じた。これらは当時の服飾の流行を考えると大きな規制であった。

17世紀を頂点とする以上のような厳しい衣服規制は、フランス、イギリスともにその後社会情勢の変化にともない、17世紀末から18世紀にかけてかなり緩和されたようである。フランスでは、服飾文化の中心が宮廷から社交界へ移行したことと、織物業や染色技術の急速な発達によって階級制度に変化があらわれはじめ、都市を中心に庶民の服装は次第に自由化の方向に向かった。しかしこの間、商工業の発展にともなう発達した都市と、封建的環境の中に閉じこめられたままの地方農村との間には、貧富の差による経済的制約も加わって、服装上の差異がむしろ増大したとみられる。他方、イギリスでは、1660年の王政復古以降18世紀の半ばまで上流階級を中心にバロック・ロココ様式のフランス服飾の影響を強くうけていたが、18世紀の第1四半世紀以降は、インド産木綿の大量輸入や植民地での新市場開拓、相次ぐ機械発明による織物業の発展、急速な商工業の発達などで都市商人の富が増大し、階級差別が崩れて上流社会の服飾の流行要素が都市を中心に庶民の間にひろく伝播し、除々に地方の農村にも波及しつつあった。

以上のような社会的状況の下にあって、庶民の服装の特色および庶民服への上流社会のフランス服飾の影響はどのようなものであったろうか。以下、庶民の服装を農村と都市周辺の人びとの服装に分けて考察をすすめる。

## 2 庶民服の特色および上流社会のフランス服飾の庶民服への影響

### (1) 農民の服装

17世紀の農民の服装は、当時の庶民階級の風俗・肖像画家として知られるフランスのルイ・ル・ナン兄弟の有名な絵画「農民の家族」(1643年)や、アドリアン・ヴァン・オスターテの「農夫たち」(1673年)およびジョルジュ・ド・ラ・トゥール(1593~1652年)の「羊飼いたちの礼拝」などから推察される。いずれも当時の一般的な農民の服装を示すもので、その日常着がきわめて簡素で地味なものであったことを物語っている。ピーター・ポール・ルーベンスの「村祭り」(1635~38年)

には村の祭りに参集した農民たちの服装が比較的明るく描かれているが、それはケルメスとよばれる村祭りの特別な装いと思われる。

Michèle Beaulieuによれば、ルイ13・14世統治下の農村女性の服装は、コットと裏打ちされたラジャ地のコール・ド・コットに、麻布の被りものをかぶり、首のまわりには亜麻布のネッカチーフ、腰にはドミセンとよばれるベルトをつけ、厚地の前掛けをかけていた。ベルトは働くときにコットの裾をはしよったり、また鍵、ナイフ、財布などをぶら下げて携帯するためのものであった。また、材質としては厚地の毛織物、ドウロケ(綿・毛の混紡地)、パンヌ(ビロードまがいの布地)、サージあるいはラティネ(表毛のよじれた外套地)、亜麻、大麻などが多く用いられ、色は衣服規制により黒や灰色、茶褐色などの暗い色彩が多かった。農民服の色に関しては、灰色は、13~15世紀にすでにドイツで農民および下層階級の労働者の衣服の色として規定されていたようである。

以上の資料を総合すると、当時の農村女性の日常着、仕事着の特色は、毛または麻織物の厚い材質で暗い色彩の、丈の長い簡素なローブか、あるいは胴衣とベチコートに、粗くて厚地の前掛けをかけ、頭にはベールまたはフードの布製の被りものをかぶるという服装に要約される。この特色は、前世紀のネーデルランドの農民画家、ブリュエールの描いた「謝肉祭と四旬節の戦い」(1559年)、「ゴルゴタの丘への行進」(1564年)、「乾草づくり」(1565年)、「婚礼の踊り」(1566年)、「農民の踊り」(1567~8年ごろ)などにみられる服装とあまり変わらない。そしてさらにそれは18世紀から19世紀にいたるまでほとんど変わらなかったとみられる。19世紀の農民生活を描いたミレーの作品「干し草を束ねる人びと」(1849~50年)、二点の「落ち穂拾い」(1853年、1857年)、「水を運ぶ女」(1855年~62年)、「羊毛をすく女」(1863年)、「牛乳をかきまわす女」(1870年)などに示される服装はこれを裏付けるものといえよう。

農村女性の働き着として着装の点でとくに注目されるものは前掛けと布製の被りものであるが、衣服の形態を作業着として機能性の点から考察すると、働くときにはベルトによって裾をたくし上げており、女子服には、当時男子に着用されたズボンのような機能的な形態はなかったとみられる。

丈の長いローブや、胴衣とベチコートという衣服形態には、全体のシルエットに16世紀以来の体型志向の要素がみられる以外には、当時の上流社会のフランス服飾の影響はほとんど見当たらない。

(2) 都市および都市周辺の庶民の服装

17世紀の都市および都市周辺の女性の日常着については、ガブリエル・メッツ<sup>7)</sup>の“手紙”(1660年)や、J・D・サン・ジャン<sup>2)</sup>の服飾銅版画“パリ近郊の農婦”(17世紀末)などの描写に、18世紀の一般家庭での服装についてはフランスの庶民画家シャルダン<sup>11)</sup>の作品、“洗濯女”(1733年ごろ)、“お茶を汲む婦人”(1736年)、“家庭教師”(1738~39年)一図一“買い物帰りの女中”(1739年)、“食前の祈り”(1740年ごろ)、“羽子をもつ少女”(1741年)、“病人のための食事”(1746年ごろ)などの描写に、それぞれの特徴をみることが出来る。また、都市労働者の服装については、17世紀の服装はR・B・Johansen<sup>12)</sup>の著書、“Body and Clothe”における“パリの物売り”の描写に、18世紀の服装はBruhn, Tilke<sup>13)</sup>による“服飾肖像画集”の1740年ごろのパリの街の生活を描いた“カーネーションをもつ花売り娘”、“街の清掃婦”一図二“新鮮なミルク売り”などの肖像画に、さらに17・8世紀のイギリスのハウスメイドの服装に関しては Phillis Cunnington<sup>5)</sup>の“Costume of Household Servants”における数多くの史料や写真例に、それぞれの特徴が示されている。

図1 家庭教師 (1738~39年)



図2 パリの街の清掃婦 (1740年ごろ)



これらの資料から都市における庶民女性の日常着、仕事着を概観すると、17世紀の服装と18世紀の服装との間には、色彩、材質、形態の各面にわたり大きな相違がみられる。17世紀の服装は全般に質実な傾向が強く、衣服規制の厳しさを物語っているが、形態的には世紀前半のオランダ風あるいはイギリスの清教徒風の服飾の特徴が強く示されている。これに対して、18世紀の服装は装飾性に富み、色彩も豊かで、しま柄、プリントものなど素材の変化が多く、形態的には袖、スカートに当時の上流社会のフランス服飾の影響がみられる。とくに、袖の形態と袖口の装飾にバロック・ロココ様式の服飾の特徴<sup>1)</sup>が顕著である。また、18世紀のフランスでは、それまで宮廷貴族の所有物にとどまっていたパニエが、構成技法の工夫により庶民のスカートにも使用されるようになったといわれるが、18世紀の資料にみられる細胴の強調は、当時の都市における女性の日常着の一つの特徴を示すものであろう。

さらに17・8世紀の全資料を通じて指摘される着装上の特色として、エプロンの着用と布製の被りものがある。これは農民の服装にも共通の特色で、それらは、当時の西欧庶民の女性の日常着、仕事着の必要要素であり、かつ労働に対する唯一の機能的配慮であったと考えられる。

エプロンの出現は、ガルド・ロープとよばれた14~15世紀にさかのぼり、以来西欧の庶民服には欠かせない要素となったとみられるが、頭にかぶる布製の被りものも、シャプロンとよばれた13世紀以来の習慣で、18世紀に至りあらゆる階層の女性に急速に普及し、とりわけ都市の庶民層を中心にその種類が増大したとみられる。エプロンは都市労働者のものは白色で大きいものが多く、形態は胸当てがついたり、フリルや背で交差する紐がついたものもみられ、また材質は18世紀には木綿が用いられるなど、農民の厚地の前掛けとはかなり相違したが、被りものも都市ではモブ・キャップとボネが多く用いられ、垂れ布のついたもの、フリルの装飾、あごでひも結びにするものなど、その形態には多様な変化がみられ、農村の簡素な被りものとは大きく異なった。(図1、図2参照)

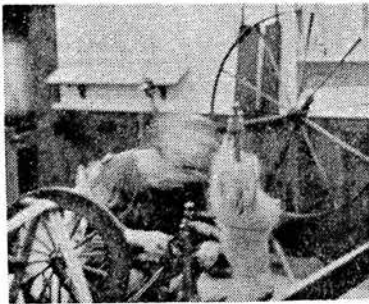
以上を総合すると、都市における女性の日常着の特徴としては、18世紀に入り材質、色彩、形態の各面にわたり急速な変化がみられ、エプロン、被りものを含めて服装が全般に装飾的になったこと、および、階級差をこえてその服飾に上流社会の流行要素が大きくとり入れられ、細胴強調のシルエットと袖口の装飾にバロック・ロココ様式のフランス服飾の影響が顕著にあらわれたこ

と、などが特筆される。

### Ⅲ 18世紀のアメリカ移民の服装

#### 1 ヨーロッパからの庶民服流入の背景

ヨーロッパからアメリカへの移住者は、1607年のイギリス人によるバージニア移住以来、1732年には13植民地の成立をみるまでに増加し、18世紀末までには、イギリス、フランスのほか、オランダ、ドイツ、スウェーデン、スイス、スコットランド、アイルランド、イタリア、スペイン、ポルトガルなど、ヨーロッパ各地からの移民が集まった。これらの移住者を通して当時ヨーロッパ各地に一般化していた庶民の服装がアメリカに持ち込まれたが、多くみられたのは仕事着と短いローブであったといわれる<sup>2)</sup>。17世紀初頭にニューイングランド地方を中心<sup>1)</sup>にイギリスから導入された清教徒の服装については前報でふれたが、ここでは独立革命前後の18世紀の女子自由労働者の服装について述べる。当時はまだ既製服の大量生産は行われず、衣服の大部分が移住者たち自身の手で製作され、一世紀を通じて労働者の服装はほとんど変化しない時期であったから、そこには当時の西欧庶民の服装の特色がほとんど変形されることなく保存されていたと考えてよいであろう。また、1790年の国勢調査によれば、当時の国民の82%はアングロサクソンであったから、服装の上でもイギリスの影響が大きかったことは容易に推測され、この時期の自由労働者の服装は、イギリスの庶民服を通じて間接的にフランス服飾の影響下にあったとみることができよう。



写真一参考例一

18世紀のアメリカ農村の機織り風景

〔註〕写真は、1790～1840年ごろのニューイングランド地方の農村の生活を、当時の実物資料を用いて再現し、保存している、マサチューセッツ州の“Old Sturbridge Village”において、1966年4月に著者が撮影したものである。機を織る女性は、黄褐色で粗い毛織物のゆったりした簡素なローブを着用している。

当時のアメリカ移民の生活を概観すると、北部、中部、南部植民地ともに自由労働者の大部分は農業に従事していた。とくに南部は農業が主であったが北部では漁業、商業、小売商、大工、靴作り、酪農、鍛冶屋、糸紡ぎ、機織りなどの仕事にも従事し、船主、商人、小製造業者などはかなりの財を蓄えたといわれる<sup>14)</sup>。しかし、移住者の生活にも階級差別があって、地主や財を蓄えた富裕階級の人びとと、一般の自由労働者との間には明らかな服装の相違がみられ、とくに材質とフープの使用に顕著な差別がみられたため、マサチューセッツやバージニアでは服装取締規則も発布された<sup>4)</sup>。また、上流階級の人びとの多くはヨーロッパ本国から輸入した衣服を着用したが、一般の自由労働者は大部分が自給自足の衣生活であったから、織物も大部分が家内工業でまかなわれ、粗い毛織物や麻織物が北部、中部植民地の家庭で女性の手により織られた。(写真参照)

以下、上述のような生活に従事した女子自由労働者の日常着、仕事着—とくに、農民、小売商人、ハウスメイドの服装—について、その特色とフランス服飾の影響を考察する。

資料は主として、1710～1810年のアメリカ移民の中流および下層階級の自由労働者の服装について述べた Peter・E・Copeland<sup>15)</sup>の近著“Working Dress in Colonial and Revolutionary America”によった。

#### 2 女子自由労働者の服装の特色およびフランス服飾の影響

##### (1) 農民の服装

農村女子服の一般的な傾向は、図3の“搾乳婦”の例にみられるように、えり元を大きくあけた胴衣と裾巾のゆったりしたやや丈の短いベチコートか、またはゆるやかなローブに、大きなエプロンとモブ・キャップという服装に要約される。

衣服の形態は単純で簡素であるが、エプロンとモブ・キャップの形には変化がみられる。ベチコートやローブの材質は粗い麻または毛織物で色彩は単調な黄褐色が多かったが、(写真〔註〕参照)ときには簡単なチエック、しま柄、水玉模様も用いられた。エプロンは、粗い麻または安価な木綿製のものが多かった。

都市近郊の農村の服装は都市労働者の服装に近く、夏は短袖のシャツまたはブラウスを着用し、首に大きなカーチーフをかけてその先端を胴衣のえり元に入れるという着装が多かった。麻または木綿のエプロンには、色物やチエックなどもみられ、カーチーフにはしま柄もみら

れる。外出のときには黒または赤のフードつきのマントを着用したがイギリスやスコットランドからの移住者はカーチーフをあごの下で結ぶことが多く、野外で働くときにはむしろ男子用のフェルト帽が好まれた。農作業のとき、多くの女性は仕事の能率を上げるために丈の長いローブより、胴衣とペチコートとの二部式を好み、ペチコートはズボンのように膝までたくし上げてピンでとめた。

図3 搾乳婦 (1777年)



農村女性の服装の特色としては、ヨーロッパの庶民服と同様にエプロンと布製の被りものの着用が指摘され、また服装の形態は簡素で実用本位ではあるが、ヨーロッパの都市の庶民服にかなり近いことが注目される。それは被りものの形態においてとくに顕著である。また、作業着としての特別な衣服形態はなかったとみられる。

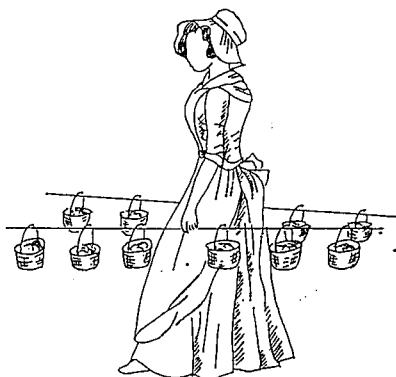
(2) 都市の女子自由労働者の服装

18世紀の都市の生活は、市民の需要を充たすだけの商品を扱う大きな商店が少なかったため、とくに東部各地の都市で、露天商人や行商人の物売り風景がみられた。このような小売商人の服装は、一般に農村の労働者より流行をとり入れた装飾的な服装で、フランス服飾の流行要素を顕著に表現しているものが多い。

例えば、図4に示した「ニューヨークの苺売り」(1800年)の服装は、胴を細くしめたコルセットの胴衣に、スカートは後にふくらみのあるバスルススタイルで、袖は7分袖のタイトスリーブというロココ様式末期のフランス服飾の特徴を示している。

また、この時期は上流階級のみでなく自営農家や商店主、小商人なども1人以上の奉公人やハウスメイドを雇っていたが、ハウスメイドの服装は、イギリスの場合と同様に雇主の富裕の程度に応じて異なり、富裕な家庭では女主人とほとんど変わらない服装もみられた。なかには、4~5ヤードの裾巾の絹のペチコート、キャンブリックの頭飾り、美しいオランダの麻、絹または綿のスト

図4 ニューヨークの苺売り (1800年)



ッキング、ひも結びのモブ・キャップと装飾豊かなエプロンという着装例もある。

図5の例にみられるように、ハウスメイドの服装にはとくに袖の形態にフランス服飾の特徴を反映しているものが多い。

図5 植民地時代のアメリカのハウスメイド (1775年)



以上を総合すると、アメリカでもヨーロッパと同様に庶民服の特色として、エプロンと布製の被りものが伝承されており、服装の形態としては、農村の服装はヨーロッパの都市の服装に近く、都市では細胴の強調と袖の形態にフランス服飾の影響が強くあらわれている。また、都市、農村ともに作業着としての機能性を考慮した特別な衣服の形態はみられず、丈の長いローブまたはスカートがあらゆる生活の場に着用された基本的な衣服形態であった。

Ⅳ おわりに

バロック・ロココ期の西欧庶民の女子服に関し、当時のフランス、イギリスおよび18世紀のアメリカ移民の服装を対象に、庶民服に対する身分階級制による衣服規制の状況、庶民服の特色、庶民服に対する当時の上流社会

のフランス服飾の影響の三つの視点から、それぞれ農村と都市の女性の日常着、仕事着について概観し、考察を試みた。

身分階級制による衣服規制は、フランス、イギリスともに17世紀に最も厳しく、庶民の服装は色彩、材質、形態、装飾の各面にわたり厳しい規制をうけたが、18世紀には階級制に変化があらわれ、服装の庶民化、自由化が進行して、フランス、イギリス、アメリカともに、とくに都市の服装に上流社会のフランス服飾の顕著な影響がみられた。フランス服飾の影響が最も顕著に示されたのは袖の形態と袖口の装飾で、シルエットとしては細胴とスカートの誇張にあらわれた。

また、女子の日常着、仕事着として都市、農村を通じて庶民の服装に共通の特色は、エプロンと布製の被りものの着用である。それらは労働のために必要な、庶民服としての必要要素であったと考えられる。しかし、労働時の衣服の基本的形態としてつねに丈の長いローブまたはスカートが着用され、農作業のとき裾をたくし上げるといふ非活動的で不便な着衣の形態が18世紀のアメリカでも踏襲された。この事実は、17・8世紀を通じて西欧庶民の女子服には作業着としての機能を充たす特別の衣服の形態がなかったことを示唆するもので、それは、衣服が権力や富力の象徴とされ、装飾本位に変遷した当時の貴族中心の服飾文化における衣服観の一つの反証ともいえるのではなからうか。

18世紀以来徐々に庶民化の傾向をみせた西欧の貴族中心、装飾本位の服飾は、20世紀に入り、女性の服装からコルセットが除かれ、スカート丈が短くなってから今日まで、着実に庶民化、大衆化の道を辿り、機能が重視される方向へ向かった。現在、服飾はまさに大衆化の時代であり、人間をとりまくあらゆる環境要素が衣服と

深い関わりをもつ。今、われわれが求める衣服とは、人間のさまざまな生活形態に対応して、機能的で快適、合理的でかつ美しい衣服であろう。服装史の研究も、今後こうした観点から、生活史的立場に立って、人間のさまざまな生活の実態と衣服との関係を、さらに深く掘り起こさなければならないと考える。

#### 文 献

- 1) 入来朋子：長野県短期大学紀要 33 51 (1978)
- 2) Francois Boucher (日本語版監修石山彰)：Histoire du Costume 文化出版局 254, 286, 289 (1973)
- 3) Michèle Beaulieu (中村祐三訳)：Le Costume Moderne et Contemporain 白水社 69, 75, 88 (1976)
- 4) 青木英夫・大塚力：生活史としての欧米文化史 新樹社 84 (1976)
- 5) Phillis Cunnington：Costume of Household Servants A. & C. Black London 63, 114 (1974)
- 6) 吉川逸治・堀米庸三編：ブルーブル博物館 講談社 46, 52, 53 (1978)
- 7) 元井能：西洋被服文化史20 光生館 72, 76 (1975)
- 8) 安部謹也：中世を旅する人びと 平凡社 72 (1978)
- 9) Brueghel (宮川淳解説)：新潮美術文庫8 新潮社 (1975)
- 10) A. P. Quinsac (森道子訳)：Millet, Corot and the School of Barbizon 日本経済新聞社、神戸新聞社 (1980)
- 11) Chardin (黒江光彦解説)：新潮美術文庫15 新潮社 (1975)
- 12) R. B. Johansen (中田満雄訳)：Body and Clothe 文化出版局 147 (1977)
- 13) Wolfgang Bruhn・Max Tilke：Kostümgeschichte in Bildern Ernst Wasmuth Tübingen 107 (1955)
- 14) 青木英夫：アメリカ風俗文化史 新樹社15 (1973)
- 15) Peter E. Copeland：Working Dress in Colonial and Revolutionary America Greenwood Press Westport, U. S. A. (1977)